

昭和五十二年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)26117079  
振替 東京0158431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■ 巻頭言	2
二 つ の 文 書	2
がっかりしてはいられない	3
― 国労臨時全国大会の総括(一) ―	3
拡大する矛盾の傾向をつかむ	6
― 春闘総括にむけて(二) ―	6
炭鉱労働者の経験を無にするな	9
― 高梨氏の国鉄「離職者対策」を批判する ―	9
連載 『料本論第一巻を読む(四)』	15
商品の価値と交換価値(三)	15

# 教育労働運動通信

憲法改悪と有事体制づくりを戦略に、戦後民主教育と日教組解体をめざす教育臨調の本質を徹底的に暴露!!

▼本誌は教育臨調と労戦右翼再編に抗して各地で奮闘する活動家たちの闘争報告と問題提起を中心に編集するユニークな教育闘争マニュアル。すべての単産・地域活動家必読の季刊誌

年4回刊B5版32~36頁  
誌代前納制年間1,500円  
1部/バラ売りの場合400円

教育労働運動通信  
編集委員会

東京都千代田区飯田橋4の4の8  
朝日ビル401社会通信社気付  
郵便振替口座東京2-13258

# 刊 旬 社 会 通 信

NO. 268

一九八五年六月二日

一九八五年六月二日  
(毎月一日・二日・二日三回発行)

## ■巻頭言■

## 二つの文書

五月末、二つの文書が世に出た。一つは、全民労協の連合体移行への道を明示した「中間報告」、もう一つは、社会党の綱領的文書である『道』の廃棄を意図した「新宣言」(レジメ)である。二つの文書は互いに共通している。

前者は、連合体の路線は「基本構想」の考え方(労資協調路線と階級的労働運動の選別・排除を中心として(1)政・財・官・労一体の参加路線、(2)体制擁護の「整合性」春闘、(3)保守・中道連合の基盤づくりと政界再編成、(4)国際自由労連加盟による労働外交等)を堅持するというものであり、次のような特徴をもっている。

(一)現在の社会(資本主義社会)を階級社会としてとらえない。労働組合運動を、資本の支配とのたたかい、階級闘争としてとらえない。「国民・市民の立場から社会的責任を果たす」といった没階級的とらえ方になっている。

(二)労働条件、制度・政策の課題のすべてにわたって、これを闘争課題としていない。「公正な社会経済秩序の確立」を唱えているように、経済「整合性」論で貫かれている。後者の基調も前者と変わらないことは、「主体と連合」だけが社会主義をすすめるか」で、「貧困、差別、非人間化が労働者に集中的にあらわれた時代の資本主義は階級性を持ったが、今日は、より国民的な課題を解決することが社会主義運動の任務」と叙述されていることに明らかであり、次のような特徴をもっている。

(一)党の性格を「国民政党」とし、その基盤を既成の労働組合の枠にとどまらず市民、農・漁民、女性、青年を包括する「多様なニーズと意識を持つ人々」に置く。

(二)政治政権構築を「不可欠」で「普通のこと」とし、憲法の理念の実現の合意と、改革政策が一步でも前進する見通しの二つを前提に、どの党との連合にも積極的に対応する。

(三)非同盟・中立・非武装、分権・参加・自治の保障、内需型成長など社会的成長のための経済プログラムの三つを基本政策とする。

(四)共産主義諸国にたいして、これらの国々は事実上の一党独裁と官僚制国家であり、社会党が目指す社会主義とは異質で、「われわれのとる社会主義ではない」とし、ソ連・東欧のマルクス・レーニン主義型社会主義からの決別を鮮明にしていることである。

両者の共通性は、全電通や電機労連が強く主張している社会党と民社党の「歴史的和解」に道を開くものである。と同時に、全民労協の「政界再編の起爆剤」との考え方を、社会党も受け入れたことを示すものである。頓座したと伝えられてはいるものの社会党の政構研を中心とするグループと民社党代議士との勉強会の話がマスコミの狙いの上になっていること、また「毎日」が五月三〇日付で全民労協の豎山議長が「新たな政治路線、政界再編を考えたい」と社公民の推せんで参院出馬の意欲をあらわにしていることは、その証明である。

二つの文書はともに六月から下部討議に付され、ともに一二月の機関会議で採択が予定されている。だが、二つの文書ともに時代遅れである。というのは、両文書ともに高度成長期の意識の延長線上にあり、臨調・行革攻撃下の現在、こうした意識は勤労諸社会層からとり払われようとしているからである。今必要なことは、臨調・行革攻撃下で進む現象の傾向をえぐり、たたかひの用途を指し示すことである。

## がっかりしてはいられない

— 国労第四七回臨時大会を終えて（上） —

がっかりしてはいられない

国鉄労組第四七回臨時全国大会は、①「三項目」撤回闘争総括は先送りし、議論を深めて七月の定期大会で承認を求め、②「三項目」にかかわる協約は承認する、③「分割・民営化」答申が出された直後に全職場の抗議ストライキを行う、を決定して閉幕した。

昨年八月の第四六回定期大会で、「三項目」は首切りだ、白紙撤回を要求して闘うと決めて以来、職場で奮闘してきた活動家の多くは、全く不十分なこの九ヶ月間の闘争指導への不満に加えて、「協約」を承認せざるを得なかったことにより、無力感、失望を抱いているかも知れない。しかし、がっかりしてはいられない。「協約承認」をテコとして、今後、当局が個々の組合員に対して「三項目」強要攻撃を激化させることは必至だからである。しかも、この強要をなすすべもなく許せば、活動家パーヅを含む指名解雇攻撃が強行されることは明らかである。

われわれはがっかりしてはいられない。新しい条件のもとで、再び闘いを組織しなければならぬ。そのためにわれわれは、臨時大会後の、われわれの位置を、そして任務をしっかりとつかまなければならない。

### なぜ「三項目」総括か

「三項目」撤回の九ヶ月間の闘いが徹底的に総括されねばならなかった。なぜなら、この総括なしには、国鉄闘争の着実で本格的な発展は、とうてい望み得ないからである。

「三項目」が、指名解雇を展望した敵の「国労破壊・国鉄破壊」攻撃の、大規模な前哨戦として位置づけられていることは、国労の全役員・活動家が完全に一致できることである。だからこそ、この前哨戦で経験したことのすべてがいていねいに点検され、総括され、教訓化されなければならない。さもなければ、目前に控えた総力戦をどうやって闘いぬこうとするのか、ここでは過去の「単なる経験」が役に立たないことは、八二年の「反国鉄労働者キャンペーン」以来の当局のガムシヤラな国労否認攻撃、全民労協結成と春闘の崩壊、急ピッチですすむ労働法制の全面改悪、反動立法攻勢を見ても明らかであろう。

「行革」攻撃——支配体制の全面的再編・強化攻撃——の下で、労働運動をどう再構築するか、国鉄労働運動の直面している課題はまさにこれであり、「三項目」はこの課題を追求するための、またとない教材にはかならない。

同時に、「三項目」闘争総括は、国労自身の全国的団結の回復・強化にとっても、不可欠である。

当局の分断攻撃が、各地方ごとの営業の採算が、「分割・民営化」されてしまった後の不安が、複雑な不団結を、国労にもたらしている。しかも「三項目」闘争の中で、本部指導の一貫性の無さ、不決断は、この不団結をいっそう複雑なものにした。活動家の本部指導に対する不信は高まり、闘いから放置される中で、組合員の「分散化傾向」は、ますます広がっている。闘いに対するアキラメが無視できない力を持ちはじめている。

本部指導の弱点がどこにあったのか、その弱さはどこに起因しているのか、それをどう克服すべきなのか、この真剣な総括を経なければ、監理委員会答申に対する闘いも、必死の迫力を欠くものにならざるを得ない。闘いに対する確信、これを組織全体にみなぎらせるために、「三項目」総括は欠かすことができない。

二日目の冒頭、議長団が『「三項目」の議論はここで打ち切り、『分割民営反対』の討論にしばって欲しい』と求めたにもかかわらず、発言した代議員の大多数が「三項目」総括を問題にしたのは、この総括の大切さを、多数の代議員が切実に感じていたからにはかならない。もちろん、わずか二日間の議論で、総括が十分にされるわけではない。「中間総括」として扱われたことは当然と言わなければならない。しかし問題は、時間をかけることにあるのではない。「何をどう総括するか」が明らかになっているかどうか、にある。

#### 何を、どう総括するのか

残念ながら、この点について本部側提起の不十分さは否定できない。本部側は、いくつかの点について、「自己批判」したものの、後に述べるように、その内容は必ずしも明らかでない。

国労は昨年の第四六回大会で、「三項目」は首切りであると位置づけ、白紙撤回の闘いを提起し、決定した。政府・財界あげての「行革」・「国鉄赤字」攻撃の下で、「三項目」の白紙撤回を目指す闘いがきわめて困難な闘いであることを知らぬ役員・活動家は、唯の一人もいなかっただけである。

「国鉄労働者は働かない」「ヤミ・カラ」「国鉄赤字」というキャンペーン、全民労協を中心とする御用組合のバック、総評・社会党の動揺、国鉄内の労働組合の分断、とりわけ動労の戦線離脱——こうした中でこの孤立感。またスト権スト以降の当局の労務管理と、本部の企業主義的指導の結果産み出された、中央・地方間の、地方間の、職場間の、指導機関と職場分会の、ありとあらゆる形の組織内の分断、全国統一闘争の困難。そして強権的弾圧を振りかざした当局の組合否認攻撃とそれによってもたらされた無力感、アキラメ——。

第四六回大会は、こうした状況にもかかわらず、「八・一〇ストライキ」の成功の下で、これらの困難を克服し、「三項目」をハネ返してゆこうという決意を固めあった大会であった。だが、国鉄労働者をとりまくこれらの困難を忘れていた役員・活動家はいなかったはずである。

ここには不明なことは何もない。敵の攻撃に対して、われわれの闘争態勢が十分であるということなどあり得ない。だが、その攻撃がわれわれの生活と労働諸条件、(そして地域住民の生活権、日本の平和と民主主義)を破壊しようとするものである限り、真向から対決することは、当然である。とりわけその攻撃が「首切り」であれば、それとの全面対決は労働組合の絶対的任務である。

したがって問題は、不十分な態勢、不利な情勢から出発して、その攻撃をハネ返し得る態勢をどのようにして作りあげてゆくか、有利な情勢へ如何に切り拓いてゆくか、にある。孤立を克服し、内部の統一闘争を確立してゆくため、何を準備し、どう闘うかにある。なぜなら、労働者の団結の発展は闘いなしにはあり得ないからである。

総括の課題はしたがって、自から明らかである。困難な状況、不十分な態勢を克服するた

め、どのような指導性が發揮され、どのような闘いが組織されたか。あるいは、そのためのどのような努力が、各級機関の手によって行なわれたか。それらは、その時に情勢の中で適切なものであったのか。適切でなかったとすれば、その原因は何か。それはどのような努力によって克服・除去しうる原因か、などなど。

総括の二つの視点という時、「労働者の当面の利益は守られたか」「労働者の団結は広まり深まったか」の二つであるという。が、後者の視点は「十分に広がり得なかった弱さは何か」という裏返しの問題提起を常に含んでいる。そしてこれらの弱さ——克服すべき弱さは、個々の闘いを精いっぱい闘う中ではじめて闘い識ることのできるものである。そして、われわれの戦列の強化は、こうした過程によってのみ現実のものになるのである。

国労本部が第四七回大会に提起した総括は、その課題を以上のように提起し得なかった。それは依然として突破困難な「反国鉄労働者」の包囲網、一致結束困難な内部不団結を、単にさし示すのみに終わっている。問題は、結果としてわれわれの努力が不十分のままにあるということにはない。その困難を、本部指導部として如何ように克服しようとする努力してきたか、その努力と情勢判断は闘いの前進、闘う態勢の構築という点から見ると、正しいものであったか否か、という具体的な自己採点にある。一般的・抽象的な「自己批判」は百害あって一利なしである。

#### 全機関が総括運動を

むろん、それらの総括は、本部のみの任務ではあるまい（もちろんこのことは、第四七回大会の最大の焦点が、国労全体としての「三項目」総括であり、したがってそこでの総括提起の任務が本部指導部にあることと矛盾しない）。本部の総括が不十分であればあるほど、各級機関の本格的総括を通して国労全体としての総括を支えねばならない。（同時にこのことは、四八回大会に、国労全体の総括を提起するという義務から、本部指導部を解放するものではない）。

すでに職場では総括がはじまっている。「去るも地獄、残るも地獄」とスローガンでは言えても、やめようとする者と残って働く者との共通の討論が作りきかれていない、「三項目」の強要を受けた組合員が分会に相談しない、分会が知るの本人が応諾したあとになっている、「過員」を多くかかえる中で、年配者ががんばりきれない、「何とかなる」という安易感を払拭しきれない、などなど。闘いが企業のワクを出られない、住民に自信をもって宣伝できない、などなど。

とりわけ重要なのは、組合員が「三項目」強要について、分会に相談にこない点である。これは、決して少ない話ではない。このバラバラ状況の克服がなければ、いくら「三項目」反対をいい「一人の首切りも許さない」と決意を固めても、せっかくの活動家の努力は水の泡であろう。しかも、東京の代議員が指摘しているように、敵は、組織に相談せずに一人で考え込むような組合員、当局が何がしかの弱味を握っているような組合員を集中攻撃しているのだ。

「三項目」協約がともあれ承認された現在、協約をタテにした当局の攻撃が強化されることを現実である現在、最低限、この点について職場ごとの反省と、その弱さを克服するために何をなすべきか、の具体的方針を確立することが重要である。戦線整備は、当面のことにおいて外にない。

(続)

## 拡大する矛盾の傾向をつかむ

— 春闘総括にむけて (二) —

臨調・行革で矛盾の拡大は必至

「競争原理」は弱肉強食、つまりジャンглの論理であり、資本主義社会の根本法則である。この法則の支配を修正することを目的として、窮極的にはこの法則を打ち破る目的をもって労働組合がそして社会主義政党が結成された。すでにみたように、社会主義政党、労働組合の動揺とともに、資本主義の根本法則がいま再び生活の前面に躍り出してきた。イギリスのサッチャーリズム、アメリカのレーガノミクス、中曽根の臨調・行革路線は「競争を組織」し、独占資本家階級に利潤を保証する点で共通している。

### 1 ブルジョア国家機構の再編強化

ではなぜいま臨調行革攻撃か。この攻撃の本質をもっとも鋭く分析したのが、本誌第二六四号（一九八五年五月一日）所載の「徹底的な人べらし合理化の開始—いよいよ本格化する地方行革」の一文である。

「『行革』は『財政再建』に名を借りて、ブルジョア独裁の国家機構を再編強化し、それにあわせて国民の意識を改造しようとする運動である。第二臨調答申をみれば分るように、『行革』の柱は『行政の役割の見直し』と、それに応じた『国民と政治の意識と行動の改革』とされている。ごく簡単にいうと、国の『本来』の業務は『外交、経済協力、防衛』（財界の研究機関である産業計画懇の『提言』では『国防、外交、治安』とされている）である。『農業、社会保障、文教』などは国（行政）の本来の業務ではない。ブルジョア国家の本来の役割りは、軍事力を増強し、治安を確かなものとし、独占資本が原料を輸入し、商品や資本を輸出するための良好な条件をつくること（外交、経済協力）である。国の財政はこういうことに主として使うべきであって、福祉や文教のために使うのは本来の姿ではない。これは最小限に、つまり階級支配の維持にとって必要最小限のものに限られるべきであるという主張であり、そういう方向に『国の歩みを変えろ』ことが『行革』である」

したがって、財政が「赤字」だからムダをはぶかなければならないという時、「行政の役割」に与つてのムダとは、臨調答申の言葉でいえば、「農業、社会保障、文教」等の支出であり、当然、これらの支出を削限することだということになる。だから、推進者たちにとっては、軍拡と福祉切り捨ては少しも矛盾したものではなく、「行革」の本当の姿ということになる。つまり、資本主義の危機が深まっているだけに、ブルジョア独裁の国家機構の再編強化はよりいっそう必要だという論理である。

### 2 「俟約令」から「苛れん誅求」へ

こうした性格と本質をもつ「行革」は必然的に矛盾を拡大せざるをえない。競争の激化は富める者をさらに強く貧しき者をさらに弱くせざるをえず、富はごく少数の者にますます集中せざるをえなくなるからである。

だから、「行革」について政府自民党・独占も無傷で片がつくなど甘い考えはもって

ない。たとえば経団連の稲山会長は「(行革)は麻酔をかけないで手術するようなもの」「痛いやらなくてはならない」といい、自民党も八五年度運動方針で「いずれかの面で痛みを伴うものであり、少なからぬ抵抗は避けられない」といわざるをえないのである。こんにち「行革」攻撃は「検約令」から「苛れん誅求」へと大きく変化しようとしているのであるから、私たちが八五春闘を総括し、労働運動の再生の手がかりをつかむためには、「行革」がどのように労働者生活に影響をおよぼし、その結果生ずる意識の変化や不安と不満を正確に分析することが問われるのである。

### 総括とは反撃の指針の提起

情勢の分析や総括はなんのためにおこなうのだろうか。自信をもち、われわれのたたかいの展望を明らかにするためである。敵の強さばかり、あるいは味方の弱さばかりを書き並べることが総括ではない。敵の攻撃の背後にある弱さ、味方の弱点を補強することによって生まれるわが方の強さ、あるいはまた個々のたたかいによって生み出されている敵の弱点をつかみ、一般化し反撃に転ずる条件をえぐりだすことが最大の目的である。

#### 1 古典と現代労働運動

過日、国労甲府の仲間の報告を聞いた。そのとき、私は国労甲府の強さの一端をかいま見ることができた。報告者は『共産党宣言』を引用しながらこう述べた。

『宣言』に「(労働者の)団結は、大工業が作り出す交通手段の成長によって促進され、異なる地方の労働者はそれによってたがいに連絡する。そして、各地の異なる性格をもった多数の地方的闘争を結集して一つの国民的な闘争、階級闘争にするためには、この連絡さえできればよいのである」と書かれている。私たちはしばしばこの一節の前にある『ときどき労働者が勝つことがあるが、ほんの一次的にすぎない。かれらの闘争の本来の成果は、その直接の成功ではなくて、労働者の団結がますます拡がっていくことである』に注意を奪われがちだが、私は『連絡』の大切さを国鉄闘争のなかから学んだ」と。

報告者が述べているように、いま私たちにもっと緊要に問われていることは「連絡」ということである。個々のたたかいても「連絡」なしには小さなたたかいに終わってしまう。何よりも敵は全戦線にわたって上から下まで統一した攻撃をおこなっているのであるから、われわれもまた敵の状況について統一した認識をもち、個々のたたかいの階級性を互いに学び合うことが必要になるからである。この報告は古典をこんにちの状況のなかでとらえなおした画期的な報告であろう。

#### 2 総括の三つのポイント

かくして総括のポイントは三つある。第一は反撃の条件、つまり敵の弱点をつかむことであり、同時に味方の弱点を補強し統一してたたかう条件を確立することである。第二は、情勢の分析にもとづいて彼我の力関係、味方の気分を考え合わせ、敵をノックアウトするための陣だてをさぐることである。このためには今後の階級矛盾がどういう傾向を辿るか、階級矛盾の焦点は何かを全戦線、地方・地域、職場ごとに正確につかまえることが重要だ。第三は、そうしたなかで職場のたたかいかそが労働運動再生、社会党強化の要であること

に自信をもつこと、あわせて職場のたたかいを発展させるためにも地域、政治と深いかわりをもつて運動をすすめる広い視野が必要であることを識ることである。

国鉄の「民営・分割」は国民生活の足を奪うだけでなく、国鉄関連産業に働く労働者の生活をも不安におとし入れる。国鉄資産の売却は、だれがなんのために国鉄にハゲわしのように群がっているかも教える。

## 八五春闘の基本性格

八五春闘を総括するに必要なことはほぼ以上につきるであろう。こうした視点から八五春闘を具体的にみてみることにしよう。

### 1 八五春闘をめぐる情勢

第一は、八五春闘はどのような情勢のもとでたたかわれたのかということだ。くわしくは本誌第二六一、二号所載の『「行革」は国鉄闘争前進の条件をつくる』を参照していただくことにし、ポイントだけをあげれば、第一に労働者状態のいちじるしい悪化もとの春闘であったことである。実質賃金は過去一〇年低下の一途を辿り、その結果、独占・政府自民党が階級協調の意識的基盤とした「中流意識」は崩壊寸前にたちいたっている。失業の増加、不安定雇用の増大、長時間労働、健康破壊と労働者生活の「窮乏化」は全面的である。

第二に、「行革」攻撃が本格化するなかでの春闘であったことだ。第一に指摘した労働者生活の「窮乏化」はこの面からもちろしくすすんでいる。福祉・社会保障の切り捨ては国民の生活破壊、不安と不満を増大させる傾向をつくっている。こんご本格化する国鉄攻撃、地方行革は首切りと合理化攻撃がこれらが本番であることを告知するものである。

第三に、軍拡・政治反動激化のもとでの春闘であったことだ。「一%」問題が国会の最大の焦点となったこと、教育改悪攻撃が開始されたこと、さらにはスパイ防止法、労働諸関係立法の改悪はこんご全政治の分野にわたって、いわゆる「憲法体制」と中曾根の「臨調・軍事大国化路線」の対立が激化せざるをえないことを示すものだ。

第四に、景気回復は労働者生活の向上をそのままでは意味しないことを暴露した春闘であったことだ。周知のごとく独占は利潤を急増させた。だが中小企業の倒産は増大し、利益率は低下し、大企業との賃金格差は拡大。こうして労働者・勤労国民の「窮乏化」は進展したことである。

### 2 八五春闘の性格と今後の傾向

こうしたなかの春闘であっただけに八五春闘の性格は(1)反行革、(2)反合理化、(3)国民春闘の旗を高く掲げたたかうことが求められた。具体的には(一)国鉄合理化を軸に、反行革の統一闘争を構築し、これを八五年春闘へと発展させていく指導性、(二)賃金闘争の重要性をさらに認識し、大幅賃上げ要求の必要性、(三)年金をはじめ福祉・社会保障改悪に反対するたたかいを基軸に、国民春闘としての再構築、(四)つまり、八五年春闘は悪化する勤労国民の生活、軍拡と政治反動にたいする抗議、反撃として、大衆闘争として展開させることが問われていたのである。

(つづく)



## 炭鉱労働者の経験を無にするな

— 高梨氏の国鉄「離職者対策」を批判する —

### 高梨氏の「新提言」

「再建案」（国鉄問題研究会）を国労本部に諮問したものの、国労からおひきとりをねがわれた高梨昌氏（信州大学教授）が、こんどは『エコノミスト』誌（四月一八号）に「国鉄再建」への新提言をおこなった。そこで氏は「三つの緊急課題」について提言している。

第一は「再建過程で発生する余剰人員処理対策」、第二は「膨大な長期累積債務の処理」、第三は「経営管理上の効率を高めるための管理機構の改革」である。本稿では第一の「余剰人員対策」についてどのような「提言がなされているか、またそれがいかに現実に目をおおったものであるかをあきらかにしよう。

### 「犠牲」は自然的過程か？

氏は「再建過程で、国鉄職員に対しなにかの犠牲が生ずることは避けられない状況である」という独断から出発する。そして、公労委仲裁裁定（四月四日、三項目の協定化）で「ひとまず問題は決着をみた」が、「昭和六〇年度以降発生が予想される余剰人員については、こうした方法だけで処理することは到底不可能と思われる。」だから「民間企業が減量経営のために幅広く実行した希望退職者の募集という事態が国鉄で発生しないという保証はどこにもない」といえる。ここまで読んだだけでも理解に苦しむことは山ほどある。なぜ「なにかの犠牲は避けられない」のだろうか。そんなことは氏にとって疑問ですらない。独占資本の利益のために労働者が犠牲になるのは当然のことと考えているのか。「国民のため」に犠牲になるのか。そもそも大量の失業者を出して「国民のため」なのだろうか。

「余剰人員」も「発生」するような性質のものだ。つまり「余剰」は自然現象に等しいものであって、いったい誰が合理的で労働者を一方的に「余剰」とするのかについては一片の省察もない。さらに「希望退職者募集」を発生させない保証はない？　だが台風とても科学の進歩によって発生させないようにすることができる日が必ずやってくる。科学はとうの昔に「余剰労働力」を発生させない方法を発見し、人間社会はそれを実践してきた。社会主義社会は「労働力の余剰」という言葉を知らない。失業はない。そこまでいかずとも、人間の力でそれを時と場合によってくいとめるか、あるいは最小限度に抑止する「保証」もある。労働者階級の闘争力である。

氏は「国鉄経営の赤字の犯人捜しにはうき身をやつし……この犯人にすべて責任をかぶせれば問題は解決するという短絡した思考の持ち主もいるが、国鉄経営再建問題が、すぐれて経済学的経営学的問題である点を全く無視する点で論外である」ともいわれる。

誰しもそれで「問題は解決する」などとは考えていない。「問題は解決」しないが、「赤字の責任」ある人びとにその責任をとってもらう以外、いかなる方法もないではない

か。この子供でもわかる単純なことを氏がかたくなに拒否され、「余剰人員発生」つまり首切りを人間の力でいかんともしがたいもののように思いこみ、「経済学的問題だ」ということの方が、よっぽどどうかしている。いったい氏にとって「経済」とは人間社会と切断されて、どこか架空の世界でとりおこなわれるものなのであるうか。

つい話が脇にそれてしまったが、それでは、首切りには抗しえないという前提から出発される氏の「余剰人員処理」とはなんだろうか。

#### 「人材派遣業」促進を説く

氏は「国鉄の関連事業活動の拡大によって余剰人員の吸収を図ることも重要であるが、余剰人員の発生の特泊と関連事業活動の拡大の特泊が一致する余地はほとんどない」とみてよい。「定年退職者に対する再就職先の斡旋という労使慣行すらない」等々の事情から「政府ならびに財界は、特段の援助措置を講ずる責任がある」という。そして氏の頭に「名案」としてうかぶのが石炭合理化のときの政策である。

すなわち「政府は、石炭産業の急速な斜陽化の過程で大量発生した石炭産業離職者に対して、昭和三四年に制定した炭鉱離職者臨時措置法に準じて、国鉄職員も特別措置法を新たに制定せよ」という。首切り自体はやむなしとする高梨氏も、政府のフトコロ具合を心配し「これらの対策を講ずるためにはなにかの財政措置が必要」なことについて心配りされている。そして、炭鉱離職者対策には原重油関税増徴を財源としたから、国鉄の場合「石油ガス税、自動車取得税」等の一部流用と、「軽油取引税の税率」アップをもってせよと提案する。

だが、「国鉄離職者の再就職は、炭鉱離職者と比べてそれほど社会的経済的環境条件は良好ではない。炭鉱離職者が大量発生した当時は、高度経済成長過程で民間にも雇用機会が十分に存在した。ところが、安定経済成長過程に入った今日では、民間の雇用吸収力に大きくは期待できない。また政府機関で吸収することも、行政改革の実行中で全く期待できない。そればかりか、国鉄の職場は全国に散在し、炭鉱離職者のように産炭地に集中的に離職者が発生するわけでないから、特別の離職者向けの就労事業を特定地域で行うことは困難である」。

こうして、難問に直面した高梨氏はしばし考えをめぐらし、次のような名案を考える。「したがって国鉄離職者については、民間企業、とりわけ国鉄事業と関連をもつ業界は最大限の努力をして、かれらの再就職先を提供することが要請される。また国鉄当局も労働組合も、再就職先の開拓に努力し、できれば人材派遣業（今国会に法案を上呈中）を兼営して余剰人員を失業者として街頭に投げ出さないよう配慮することが強く要請される」。

以上が高梨氏の、首切りにたいする見解のすべてである。その「経済学的経営学的」研究の結論といえは、「軽油取引税」を財源とすることと、「人材派遣業」の促進だけというものでしかないのだ。

#### 「騒然」とさせるのはだれか？

それはさておき「政府・財界」に強い口調で「離職者」の救済法を説く氏は、どのよう

にその実現をはかろうとするのだろうか。残念なことに一言すらされていない。のみならず、氏の論文の最後は次のようにしめくくられている。

「国鉄再建問題について『絶対反対』を唱え、物情騒然たる状況をつくれば局面転換が図れるという左翼冒險主義が、一部の労働組合の中にあるが、これなどは戦時中の軍部がとった玉碎戦術と同次元の発想で、労働組合組織を破壊する敵対行為であることを、強く警告しておきたい」。これではまるで「治安維持法」を制定した戦前の支配者の発想だ。

「物情騒然」とさせるのは敵の方なのだ。すくなくともすでに「物情騒然」としてはいるではないか。独占資本、自民党、国鉄当局は一体となって国鉄労働者十数万の首を切るうとしていて。国労を解体し、労働運動の闘争力を一気に押えようとしている。地域住民の利益などおかまひなしに、「赤字ローカル線」のルールをひっぺがして歩いている。徹底的に合理化した上で、もうかる部分だけ独占資本の直接の搾取のもとに供しようとしている。職場では点呼で「ハイ」と返事しなければ処分であり、民主主義など皆無にされている。

万を上まわるであろう高齢者は「退職制度改善」により首を切られ、労働者の家庭は大混乱におち入っている。これを「物情騒然」といわずして何だろうか。「騒然」とさせているのは敵の方なのだ。これに対して勤労国民の生活を「騒然」とさせぬためには、すくしは敵の側を「騒然」とさせる権利はあるし、またそうしなければ図々しい敵はわずかの譲歩もしないと考える方がまともではないだろうか。

#### 炭鉱離職者対策の経過

さて、氏は「炭鉱離職者対策」を想起して提言しているようなので、われわれも往時をふりかえり、事実を確かめてみよう。

「炭鉱離職者対策」をめぐる経過は次のようなものだ。

- 一九五八年度 炭鉱労働者数 約三二万人
- 一九五九年度 同 二五万六千人

● 一九五九年二月 日経連「石炭産業の将来と離職者対策」提言。六三年度までに約十万人の減。離職者対策として政府に失業保険給付期間延長、職業訓練、公共事業拡大、住宅対策等を要請

● 同 一二月 炭鉱離職者臨時措置法成立 ①広域職業紹介、離職者就労対策事業、職業訓練、②炭鉱離職者援護会設置の二つを柱とする。

● 一九六〇年 三池闘争

● 一九六一年 炭労石炭政策転換闘争開始

● 一九六二年二月 石炭調査団答申 炭鉱離職者求職手帳制度、広域職業紹介制度等施行。「思い切った閉山、人員整理により……現行一九万六千人から一二万人台にへらす」基本方針。

● 一九六三年二月九日 三池三川鉱大災害。

● 一九六四年 離職者数、政府の合理化計画見込を上回る。

● 一九六四年二月 石炭調査団第二次答申 重点が離職者対策から高能率炭鉱での労働

者確保に変わる。

- ・一九六六年七月 石炭鉱業審議会第三次答申（抜本策と称される）ビルド炭鉱への助成とスクラップ化促進。政府が借金を肩がわりして金融資本に支払い、閉山を助成。
  - ・一九六七年 石炭対策特別会計設置 主要には合理化のための資金、副次的には左記「肩がわり」措置資金。
  - ・一九六八年二月 第四次答申 「助成によっても再建できない場合には勇断をもって進退を決すべき」とし、企業ぐるみ閉山を「閉山交付金」（退職金交付など）により促進
  - ・一九六九〜七〇年 史上空前の大量閉山（閉山交付金のカサ上げ措置が七〇年度末までの閉山に限ることとされたため、大手がのきなみ閉山）。
  - ・一九七〇年度 炭鉱労働者数約八万一千人に激減。
- なお、五九年度と七〇年度を対比すれば次のようになる。

	(含職員) 常用実労働者数	一人一当出炭t数/月	稼働炭鉱数	労災発生度数率
五九年度	三五四、〇〇〇人	一五トン	六二四	九六
七〇年度	八一、二〇〇人	六一トン	七四	一五一

(数字は労働省調べ)

また、六〇〜六二年にかけての離職者一七万六千人のゆきさきは、①他炭鉱、第二会社、組夫約八万七千人、②他産業四万四千人、③失業状態四万五千人といわれる。

首切り促進になった「離職者法」

以上の経過から第一にいえることは、「炭鉱離職者法」は以降数年間にわたる大量首切りのテコとなったことである。十万人（五年間で）首切りを企図する日経連が提唱した「離職者対策」をうけ約一年後に成立したという経過からもあきらかなように、その後の四次にわたる石炭答申とあわせ、実に七〇年までで約二五万人の首を切る条件をつくり出したのだ。「離職者法」は「他産業」と「他地域」への労働者の転換をはかるものであったが、それは、九州や北海道などの炭鉱地帯に失業者が累積し結束して反抗することを未然にふせぎ（広域職業紹介、他県への移住資金、若年労働力など資本にとって「使い物」になる部分のみを、「高度成長」状態にあった他産業の搾取材量として吸収せんとするものであった。建設業など他産業にいった比較的「恵まれた」労働者が、「高成長」の波がひくとともにどうなったかはいうまでもない。他産業が吸収せぬ労働者はどうした

か。当時さかんであった河川、道路、水道などの公共土木工事で「緊急就労対策事業」の名のもとに酷使された。そして「離職者」のうちかなりの部分が、再び炭鉱にまいもどったと思われる。それも多くは組夫や臨時夫として。合理化の過程で石炭産業はやせ細りつつ、資本はなおいっそうどん欲であった。いったんはき出した労働者を低賃金・無権利の臨時夫、組夫として吸収し、あるいは一度は政府からの合理化資金援助を手に閉山し、すぐ第二会社をおこし、賃金も労働条件も旧会社より切り下げて再雇用したり等のことがあからさまにおこなわれた。六二年度を例にとれば、石炭資本は七万二千人強を解雇し、三万三千人弱を雇用しているのである。他のヤマに再就職した人びとも、二、三年でそこがスクラップ化され、放り出されていった。

このように資本による労働者の吞吐がくりかえされるなかで、ヤマを転々とし、しだいに追いつめられ、ついには貧苦のどん底におとされた大量の失業者群がくり出された。これらの人びとの実態は官庁統計にはもはや記録されない。失業保険給付対象者でもなく、職安窓口にもあらわれず、一度でも炭鉱に再雇用されれば無効となる「炭鉱離職者手帳」の所持者でもないのだから。

もう一つつけ加えねばならぬことは、組夫や臨時夫の増大と、保安要員など「不生産部門」の削減の結果は災害が激増したことである。三池三川鉱爆発を最大のものとして、北炭夕張（六五年死者六二人）、山野（同年死者三七人）等々……。

このように資本は失業と殺人をほしのままにし、「離職者対策」に依拠しつつしぼりとれるだけしぼったあげく、ごく一部のビルド鉱を残し、他産業へ移動していったのである。労働省は六二年度（離職者手帳制度施行）から七〇年度まで、一八万一千人の求職者中一七万四千人が再就職できたと自賛しているが、それは一回でも再就職した者の総計であって、その後の実態については語ろうとはしない。

### 離職者対策は闘いの副産物

第三に、かかる政府の首切り後（あと）処理「対策」は、離職者手帳により失業保険が切れたあと一定期間の保障とか、再就職者用住宅建設とか、職業訓練施設や炭鉱地帯現地での職安活動等、一定の救済政策でもあった。だがこれとても、「騒然たる」大闘争を労働者がくみあげたからこそである。「離職者法」自体、突入必至であった三池闘争をみこした緩和策であったし、その緩和策すら、三池闘争をへなければ死文と化したであろう。

また、石炭調査団第一次答申から「離職者手帳」など前進がはかられたが、それも六一一年からの炭労政策転換闘争なしには考えられない。政転闘争は、企業内組合の弱点を反合理化闘争強化によって克服するいとまもなく、展開され、「スクラップとビルド」の分断政策に抗しえず、バラバラにされ終末させられていったのだが、昨今の「制度政策要求」などとは比較にならぬ大衆闘争であった。無期限ストを含む統一ストも構えられ、一〇万人が上京し政府に激しく抗議をした。政策要求も「解雇制限措置」を第一に、「保安第一主義の確立」「組夫、臨時の廃止」「離職者を国の責任で全員再雇用」「失業保険給付額八〇%、給付期間の無期限延長」などを真正面から掲げてたたかったのである。

三池闘争、政転闘争がなければ、独占資本は「離職者対策」など考えもしなかったであ

ろう。事実、炭労の闘争力が弱まるにつれて、石炭調査団、石炭審議会の各答申の比重が離職者再就職対策からビルド・アップの労働力確保とスクラップ・アップの閉山推進へと移り、さらに六九年の第四次答申ではごく一部を除き企業ぐるみ閉山促進だけをうち出したのである。第三次答申（六六年）にもとづいて設置された、原重油関係を財源とする石炭特別会計も、石炭会社の債権者たる金融機関が国から一千億円をタナボタ式に手に入れ、労働者には閉山交付金増額で首をひきかえに若干の退職金が支払われたのと、わずかの離職者対策が細々と続けられただけに終わった。

#### 資本主義を資本主義として見つめよう

高梨氏の提案にもどらう。氏の夢の世界を炭鉱労働者の苦い経験でいますこし現実化させてやらねばなるまい。

第一に、「炭鉱離職者対策」で離職者達は何とかなかった、しかも当時は高成長下だから、というのはまったくまちがっていることだ。つまり氏の資本主義についての認識は、「甘い」などという次元を通りこし、せいぜい官庁統計の表面をなでたにとどまっているということだ。

第二に、炭鉱労働者たちは、それでも三池闘争をはじめせいっぱい闘った。そういつてよければ敵を「騒然」とさせた。そして不十分ながら「離職者対策」を敵にさせた。この「対策」は「絶対反対」の闘いの副産物であった。今、闘いをぬぎに「離職者法」が云々されたらいったいどうなるだろうか。高梨氏も心配しているように、とても政府機関や他産業に十数万余が「吸収」されるはずはない。しかも「分割・民営化」だという。氏がせっかく考えた「特別会計」も、スクラップ・アップとビルド・アップの選別・促進にのみまわされることは目にみえている。

そうすると氏の提言で唯一「現実味」をおびてくるのは「人材派遣業の兼営」である。つまり石炭合理化で血と汗の一滴までしぼりとられた組夫や臨時夫のような状態を大規模に制度化しようということだ。こんなことは絶対にさせてはならない。かつて総評も炭労も全力で組夫廃止を要求し闘ったのだ。

そこでわれわれの結論は単純明快だ。資本主義を資本主義としてみつめる他はない。あれだけ闘った炭労も、表現は悪いが独占資本に幾度かだまされ苦汁をのまされた。三池闘争での中労委あっせんしかり、石炭調査団設置しかりである。妥協や後退をするなどというのではない。資本主義にこれっぽっちの期待でももたら、ほんとの後退になってしまふということだ。そのことを、三池は六〇年闘争後二年をへて、その「長期抵抗・統一路線」で全国の労働者にうったえたものではなかっただろうか。そして今こそ、労働者を一方的に首切るとは何事だという敵へのいきどおりをあらたにし、反失業統一闘争のくみあげに全力をあげるしかない。まさに一人の首切りも許さないことは、労働組合の絶対的任務だし、国労ならそのように実践できる力をもっているからだ。職場組合員を信頼しよう。

連載 『資本論』第一巻を読む(四)  
商品の価値と交換価値(三)

第一章第一節(第一七・第一八パラグラフ)

労働の生産力と価値

(17) ある商品の価値は、もしその生産に必要な労働時間に変化がなければ、すなわち労働の生産力に変化がなければ、変わらない。だが労働の生産力はたえず変化するものであって、価値もまた変化する。(いうまでもなく一般的には生産技術の発達にともなって生産力は増大し、同一商品の価値は低下していく傾向がある)

労働の生産力を規定するおもな要素は、労働者の平均熟練度、科学とその工学的応用の発展段階、生産の社会的組合わせ(社会的分業のあり方など)、生産手段の規模とその作用力(工場、生産設備など)、および自然的諸関係である。これらについてはのちに第二分冊の各所で詳しく考察される。なお、労働の強度は時間あたりの生産量を増減させるが労働の生産力の増減ではない。「労働の生産力の増大というのは、ここでは一般に、それによって一商品の生産に社会的に必要とされる労働時間が短縮され、かくてより少量の労働により大量の使用価値を生産する力を獲得する労働過程による変化を意味する」(第一章「相対的剰余価値の概念」第四段落、岩波文庫第二分冊二三七頁)からであって、労働強化では個々の生産物に必要とされる労働の量に変わりはないからである。

先にあげた諸要素のうち、自然的諸関係というのは、自然に依存する度合の大きい産業のばあい、一般的傾向に反して生産力の低下をもたらすことがしばしばありうる。たとえば農業のばあい、豊作の年と凶作の年では同じ労働を行なって収穫される使用価値に差が生じ、したがって一定量の使用価値に結晶化されている労働の量、すなわち価値の大いさに年々差が生じる。

あるいは鉱業にも似た事情があつて、富坑と貧坑では当然労働の生産力に差が生じる。金やダイヤモンドのばあいなど、一獲千金をめざすいわゆる山師によつても多くの労働が投入されながら、発見される量は極めて少ない。だからその金やダイヤモンドには、発見した人たちが投入した労働よりもずっと多くの労働が社会的には対象化されているとみることができるといえる。だからこそ一獲千金になる。「ジェイコブは金はいまだかつてその価値を完全に支払われたことはあるまい、といっている。このことは、もっとつよくダイヤモンドにあてはまる」とマルクスがいうのは、労働価値説を否定しているはずがないのだから、こうした事情をのべたものかと思われる。

ダイヤモンドは純粋な炭素の結晶物であるので、科学が発達して炭素を原料にダイヤモンドを人工的につくられるようになれば、その価値は大幅に下落するであろう。一九八五年四月一〇日付の読売新聞によれば、住友電気工業は黒鉛(鉛筆の芯などに使われる純粋な炭素)を原料として、触媒金属を加え、超高压、千数百度の加熱によつてつくる最大一・二カラット(直径約六ミリ)の大粒の人工合成ダイヤモンドの量産技術を世界ではじめて確立した。もっとも現在まだ価格は天然ものと同程度であり、黄いろい色がつくので宝飾

用にはむかないそうだが、こうした技術の延長線上にいつの日かレンガ以下になるというマルクスの「予言」が成就するかもしれない。

さて一般的にいつて労働の生産力が大きいほど、その品目の製造に要する労働時間は短かく、したがってそれに結晶している労働量は少なく、価値も小さいことになる。逆のばあいは逆である。つまり、ある商品の価値の大きさは、そのなかに対象化されている労働量に正比例し、その生産力に反比例する。

なお、この段落に続いて第一版にあった一段落が第二版以後省かれている。その後半に「ここで見出された規定をいまま少し詳しく述べ」とあるのが、常識的にはすぐ次の(18)でのべられる三点をさすように読めてしまうが、内容的にみると明らかに現行版の第二節(第一版では節が分けられていなかった)のことをさしているので、そうした誤解のないよう省かれたものであろう。そのかわり(19)には第二版になかった「この点はここでもっと詳細に吟味しなければならない」という一句がつけ加えられている。

\* (一)内はパラグラフ番号。(17)は岩波文庫第一分冊七六頁、本文の一行目から。

#### 日曜大工は価値を生まない

(18)マルクスは商品について、この節の最後に三点ほど補足を行なっている。

それはまず第一に、今まで商品はすべて人間の労働の生産物であり、使用価値は具体的有用労働によってつくられるとのべてきたが、物のなかには人間の労働を何ら加えられずに使用価値として存在しているものがある。たとえば空気。現代にはもはやほとんど残っていないが所有者のいない無住の土地、自然の草地、材木となる野生の樹木などである。土地などは資本主義社会にあっては、いったん所有者が確定されると価格がつき、一種の商品となる。だがそうした問題についてはまだここでは論じえない。

第二に、人間労働の生産物であっても商品でないことがある。たとえばいわゆる日曜大工で本箱を自分(自家用)のためにつくるばあい、それは商品として市場にもっていくために、社会的生産(分業)の一分枝としてつくられるものではない。だからこれは商品ではない。ここに註一aにあるような理由からエンゲルスによる補足が挿入されている。商品とは他の人にとっての使用価値である生産物が、交換によって移譲されるものである。

したがってある調理婦が昼間に職業としてつくるカレーライスは商品だが、家に帰って家庭の主婦としてつくるカレーライスは商品でない。商品であるかないかは、生産物の素材的内容によってではなく、社会のなかでのその富の存在形態によって決まるのである。価値のもつ社会的性格については、のちに第四節で詳しく説かれよう。

そして第三に、どんなものでも有用物でないものは、すなわち「交換価値の素材的担い手」(4)である使用価値がなければ、価値であることはない。なぜなら、有用性をつくりださない労働は社会的労働として無意味であって、そのなかに入らず、社会的価値形成実体となりえないからである。

以上で第一章第一節を読み終わったが、使用価値と価値を生みだす労働については次の第二節(第一九―三四パラグラフ)でさらに考察が続けられる。

(神津 朝夫)